

県央保健所長告示第1号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成20年5月30日

県央保健所長 鈴木俊彦

1 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0312110612	栃内病院第二病院	栃内第二病院	岩手郡滝沢村大釜字吉水103番地1	平成20年4月17日

2 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0312110612	栃内病院第二病院	栃内第二病院	岩手郡滝沢村大釜字吉水103番地1	平成20年4月17日

3 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0312110612	栃内病院第二病院	栃内第二病院	岩手郡滝沢村大釜字吉水103番地1	平成20年4月17日